

上越市住民税非課税世帯等に対するくらし応援給付金の支給に関する規則をここに公布する。

令和8年2月13日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第9号

上越市住民税非課税世帯等に対するくらし応援給付金の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、エネルギー、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する生活支援を行うため、上越市住民税非課税世帯等に対するくらし応援給付金（以下「くらし応援給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 くらし応援給付金の支給対象者は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主（以下「支給対象者」という。）とする。

(1) 令和7年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和7年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

(2) 令和7年度分の市町村民税均等割のみが課税されている世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和7年度分の市町村民税所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者である世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 市町村民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(3) その他市長が支給を不相当と認める世帯

(受給権者)

第3条 くらし応援給付金の受給権者は、支給対象者とする。ただし、支給対象者が本給付金の支給決定までに死亡した場合において、支給対象者が属する世帯に他の世帯構成者が

いる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）に対して支給する。

2 配偶者及びその他親族からの暴力等を理由に避難している者の取扱いについては、市長が別に定める。

（支給額）

第4条 暮らし応援給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる世帯 1世帯当たり3万円

(2) 第2条第1項第2号に掲げる世帯 1世帯当たり1万5千円

（申請等不要の支給の方式）

第5条 市長は、支給対象者の属する世帯のうち、市長が別に定める給付金の支給を受けた世帯であって、市長が別に定める日から基準日までに世帯員の異動がない又は当該世帯に転入した者がいない世帯等支給要件を満たすことを確認することができる世帯の世帯主（以下「一般支給対象者」という。）に対し、暮らし応援給付金を支給する旨の通知を行う。

2 一般支給対象者は、前項の通知を受けた際、暮らし応援給付金の受給を拒否することができる。この場合において、暮らし応援給付金の受給の拒否をしようとする一般支給対象者は、市長が別に定める日までに市長が別に定める届出書により届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出書の提出がない場合は、暮らし応援給付金の給付を受けることを承諾したものとみなし、支給を決定し、暮らし応援給付金を支給する。

4 暮らし応援給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 登録口座振込方式 登録口座（市長が別に定める給付金の支給に当たり指定した口座をいう。以下同じ。）に振り込む方式をいう。

(2) 指定口座振込方式 前項の規定により暮らし応援給付金を支給するまでに、支給の決定を受けた支給対象者が市に前号の登録口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式をいう。

(3) 窓口現金受領方式 市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

（申請等による支給の方式）

第6条 一般支給対象者以外の支給対象者は、市長が別に定める様式により、次の各号に掲

げるものを提出し、又は申請するものとする。

(1) 確認書

(2) 申請書

2 確認書の提出は郵送又は窓口への持参により行い、申請書による申請に基づく支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

3 申請者は、くらし応援給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示することにより、申請者本人による申請であることを証するものとする。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限るものとする。

(1) 基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理による申請は、代理人が確認書の提出をする場合にあつては確認書の委任欄への記載を、支給の申請をする場合にあつては申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号に該当する場合にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号に該当する場合にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請受付開始日等)

第8条 くらし応援給付金の申請受付開始日並びに確認書及び申請書（以下「確認書等」と

いう。)の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(申請等による支給の決定)

第9条 市長は、第6条第2項の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、くらし応援給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条の提出期限までに第6条第2項の規定による確認書の提出又は支給の申請が行われなかった場合は、支給対象者がくらし応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、市が把握する登録口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座)にくらし応援給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、登録口座への振込みが口座解約、変更等の事由により完了できない場合は、当該支給決定を取り消すものとする。

3 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段によりくらし応援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行ったくらし応援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 くらし応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。